令和5年度第2回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和5年5月25日　午後2時00分							
閉会日時	令和5年5月25日　午後3時27分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室(3-A,B,C)							
農業委員出席委員（14名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男						
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	坂瀬　達生	16	本村　元
			18	林　賢市	19	山田　勝久		
欠席委員（5名）	2	出口　幸博	6	今里　誠一	7	中村　耕二	8	山本　実雄
	17	寺坂　誠一						
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）_								
署名委員	4	平田　光昭	5	荒木　富男				
事務局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 9 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 10 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 13 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 14 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 15 号	農業委員会の適正な事務実施について・令和 4 年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価	可　　決
	議案第 16 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可　　決

＝午後 2 時 00 分開会＝

〇事務局長

それでは、令和5年度　第2回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2番委員、6番委員、7 番委員、8 番委員、17番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中14名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それと、本日の議案説明においては、譲受人の住所、氏名など、読み上げを一部省略させて頂きます。

読上げを省略した事項については議案書の方で確認をお願いします。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第2回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長（会長）

それでは、議案第9号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 9 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページから 3 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 6 筆、畑 7 筆で、面積は 12,950 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 9 筆、畑 22 筆で、合計面積は 37,714.36 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第９号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第９号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第１０号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

４ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第１０号について質疑を行います。

なお、議案第１０号の１番については、１番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１番退席－

○議長（会長）

事務局の説明を求めます。

□事務局

６ページをご覧ください。

議案第3号

１番　権利：所有権移転　無償

所在：野々切町　畑１筆　　670 ㎡

譲渡理由：遠隔地にいて耕作できないので、弟に贈与する。

譲受理由：兄より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る

５月１７日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。議案第１０号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。

１番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－１番出席－

○議長（会長）

それでは、議案第１０号の２番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

２番　権利：賃貸借権　設定期間は５年

所在：岐宿町　畑6筆　35,070 ㎡
合計　3,926 ㎡
譲渡理由：高齢のため、当該地を貸し付けて規模を縮小する。
譲受理由：新上五島町には広い畑がないため、当該地を借り受けて規模拡大を図る。
5月 17日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第10号の2番について質疑を行います。

―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。議案第10号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第10号の2番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第11号、「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用

を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。
　以上です。

○議長（会長）
　それでは、議案第１１号の１番から 2 番を審議します。
　なお、議案第１１号の１番から 2 番については、１番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

　－１番退席－

○議長（会長）
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、9 ページの議案第 11 号の 1 番をご説明いたします。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
　申請地は、現状のまま使用し、境界に擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

　次に、10 ページの議案第 11 号の 2 番をご説明いたします。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。
　申請地は、現状のまま使用し、境界に擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長（会長）

つづきまして、議案第１１号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第１１号の１番から2番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第１１号の１番及び2番について、当協議会は去る5月１７日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第１１号の１番及び2番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第１１号の１番から2番に対する地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号１番から2番は、許可相当と決しました。

1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

つづきまして、議案第１１号の3番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは最後に、11 ページの議案第 11 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地であます。

申請地は、現状のまま利用し、隣接する保育園の園児の食育教育のための菜園及び園児の運動場用地として使用する計画となっております。また、近隣は住宅地となっており、営農等に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。以上です。

○議長（会長）

次に、議案第１１号の３番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第１１号の３番について、当協議会は去る５月１７日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決を行います。

議案第１１号の３番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号の３番は許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第１２号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

12、13 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。

申請番号 1 番につきましては、リース牛舎等を建設するものです。

1 番　　申請地　畑 2 筆　4,183 ㎡

新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

申請地には、牛舎および堆肥舎それぞれ 1 棟を建設する計画となっております。

位置図及び配置図は議案をご確認ください。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝（ためます）を設置し、敷地内に排水する計画、汚水処理は採光性（さいこうせい）牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

以上 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

次に、議案第１２号の１番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第１２号、農用地利用集積計画の決定についての１番について、当協議会は去る5月１７日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の１の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終わります。

○議長（会長）

本山・大浜長尾地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第１２号の１番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想第4の１の（1）の①の要件を満たしているとの報告であります。

よって、議案第１２号の 1 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１２号の１番は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

続きまして、議案第１２号の2番から１５番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、申請番号2番以降についてご説明いたします。 15 ページをご覧ください。

2 番　　申請地　田 2 筆　4,519 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　田 3 筆　　1,169 ㎡

新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　畑 5 筆　16,026 ㎡
4 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,786 ㎡
4 番 3　　申請地　畑 1 筆　2,256 ㎡
4 番 4　　申請地　畑 2 筆　3,629 ㎡
4 番 5　　申請地　畑 3 筆　7,261 ㎡
4 番 6　　申請地　畑 1 筆　508 ㎡
以上、4 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　田 1 筆　3,845 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　田 2 筆　5,178 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

7 番　　申請地　田 2 筆　5,100 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　田 2 筆　6,602 ㎡
8 番 2　　申請地　田 1 筆　1,663 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
8 番 3　　申請地　田 1 筆　2,628 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
以上、8 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　田 1 筆　589 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　田 6 筆　7,357 ㎡
10 番 2　　申請地　田 6 筆　6,609 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
以上、10 番各号につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

11 番　　申請地　田 1 筆　2,805 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

12 番　　申請地　田 6 筆　11,676 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

13 番　　申請地　田 1 筆　1,423 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

14 番 1　　申請地　畑 1 筆　730 ㎡
14 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,042 ㎡
14 番 3　　申請地　樹園地 1 筆　548 ㎡
14 番 4　　申請地　樹園地 1 筆　1,607 ㎡
14 番 5　　申請地　畑 2 筆　1,980 ㎡
14 番 6　　申請地　田 7 筆　12,648 ㎡
14 番 7　　申請地　田 2 筆　2,495 ㎡

以上、14 番各号につきましては、新規で、契約内容は 14 番 1 から 14 番 5 までが賃貸借権で、他は使用貸借権となっております。
続きまして、所有権移転についてご説明いたします。

15 番　　申請地　畑 1 筆　1,755 ㎡
契約内容は、売買となっております。
以上、申請番号 2 番から 15 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
議案第12号の2番から15番について質疑を行います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。

議案第12号、貸借（たいしゃく）権設定の2番から14番、所有権移転の15番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第１２号、貸借権設定の２番外２６件、所有権移転の１５番は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第１３号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 12 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1　　申請地　畑 1 筆　2,000 ㎡
1 番 2　　申請地　畑 1 筆　1,645 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権となっております。

1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第１３号、貸借権設定の１番１から１番２は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―
○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第１３号の貸借権設定の１番１外１件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第１４号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 12 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。25 ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	2,000 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	1,645 ㎡

契約内容は使用貸借権となっております

以上、1 番各号の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。

議案第１４号１番１から１番２については、適当であるとの意見であります。

原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

〇議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 1 番外1件は、適当であるとの意見に決しました。

〇議長（会長）

次に、議案第15号「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

26ページをお開きください。

議案第15号「農業委員会の適正な事務実施について」ですが、農業委員会では、事務を適正に実施するため、前年度の農業委員会活動の点検・評価および当該年度の活動計画を策定しています。これは、農業委員会の公平性や透明性の確保のため、毎年度行われるものでございます。令和 4 年度からは「活動計画」に代わり、「最適化活動の目標」を設定し活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、本総会で承認いただければ、農地法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっております。令和 5 年度の「最適化活動の目標」につきましては、4 月総会で承認いただいておりますので、本議案は昨年度 5 月総会で承認していただいた「令和 4 年度目標」の達成状況についての点検・評価ということになります。

内容の説明をいたします。

26ページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

27ページをお開き下さい。

1の「最適化活動の成果目標」ですが、（1）の「農地の集積」は、3 条、基盤法、中間管理機構などで権利の動きがあったものでございます。令和4年度は、集積目標 2,538.2ha に対して、集積実績は 2,656.7ha で、171.9ha の新規集積で、達成率は 104.66％でございました。

ここの点検評価と致しましては、令和 4 年度の新規集積面積 171.9ha で、目標としていた 53.4ha の 3 倍を超える集積となった。農業委員等の活動により順調に集積がされており、引き続きの最適化活動、中間管理事業の活用が必要。としています。

次に、（2）の「遊休農地の発生防止・解消」ですが、令和 3 年度の農パトで判明した 1 号遊休農地が緑区分の遊休農地のみで 325.5ha でした。既存遊休農地の解消目標をその 1/5 にあたる 64.9ha と設定しておりましたが、28 ページを開いていただきまして、③の解消実績は 41.4ha で 63.8％の実績となりました。また、令和 3 年度新規発生遊休農地につきましては、調査判断基準が令和 3 年度から変わりましたので、すべて新規の緑区分であげております。325.5ha がすべて新規発生となり、その全面積を解消する目標設定としておりました。解消実績については、同じく 64.9ha でございます。

④のその他では、令和 4 年度に実施した農地利用状況調査の概要を記載しております。

調査を 7 月から 10 月まで、調査結果を踏まえた利用意向調査を 12 月から 3 月までで実施しました。

令和４年度調査における１号遊休農地は 339.5ha で、そのうち、程度の軽い緑区分が 317.1ha、

少し荒れが進んだ状態の黄区分が 22.4ha となっておりまして、令和 5 年度の解消目標の基礎数値となります。ここの点検評価としましては、緑区分の解消目標は達成することが出来なかったが委員等の活動により 41.4ha を解消することが出来た。引き続き、遊休農地所有者への指導・通知、利用意向調査を行い、取り組みの強化を図る必要がある。としております。

次に、（3）の「新規参入の促進」について、でございますが、①で現状及び課題として元年度から 3 年度までの実績を記載しております。②の目標の設定根拠としましては、直近 3 ヶ年のすべての権利移動の実績を平均しその 1 割以上というところで設定をしておりました。

29 ページに移りまして、③実績ですが、4 年度の新規参入者の貸し借りや売買等の権利移動は 11.4ha ありましたので、63.7%の達成率となっております。また、参入経営体数は 13、権利移動中所有権移転は 4.3ha となっております。ここの点検評価としましては、令和 4 年度新たに 13 経営体の参入があった。面積は目標に及ばなかったが、委員の活動により新規参入者が大幅に増えた。としております。

次に、2の「最適化活動の活動目標」でございます。

（1）「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり 10 日を目標とさせていただいておりました。こちらの実績については、各個人（委員さん）ごとに活動記録を出して頂いております。

続きまして（2）の「活動強化月間の設定」ですが、①活動強化の取組として「遊休農地の解消」を 7 月から 9 月まで実施するという目標を立てておりました。実績については、②に記載しておりますが、取組期間の終期が一月延びましたが、ほぼ目標どおりに実施しております。

30 ページをお開きください。

続きまして（3）「新規参入相談会への参加」でございますが、これにつきましては、就職・就農相談フェアに参加し、来場者の相談対応、アドバイス、法人の PR 等を実施する目標を立てておりましたが、実績なしとなっております。

次に「目標達成状況の標語」で、「目標に対して期待通りの結果が得られた。」とありますが、これは、「農業委員会による最適化活動の推進等について」という農林水産省経営局長通知の別表で規定されている農業委員会の目標の標語でございまして、成果目標である農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進、活動目標である活動強化月間の実施、新規参入相談会への参加の達成状況により配点がされ、その配点に応じてこの標語が決まります。

同じように次の「推進委員等の点検・評価結果」につきましても、別表で規定されておりまして、成果目標である農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進と、活動日数目標である月当たりの目標日数を上回ったかどうか、さらにその活動日数は月当たり何日であったかの達成状況により配点し標語に当てはめた結果がこのようになっております。五島市農業委員会の活動日数は全体で月当たり 3.6 日という結果になりました。参考までにですが、農業会議の発表によりますと、県内各市町の活動日数実績は、月 2 日から 14 日のようです。

31 ページをご覧ください。
「事務の実施状況」としまして
総会、地区協議会の開催、3 条及び転用の許可事務、また、違反転用への対応の実績を記載しております。
ここで訂正があります。
3農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）の 1 年間の処理件数で、15 件とあるのを 54 件、うち許可相当が 14 件とあるのを 53 件に訂正させていただきます。この差の 1 件については現在保留中となっております。

以上が令和4年度の点検・評価となります。
説明は以上です。

〇議長（会長）
質疑を行います。

―質疑応答―

〇議長（会長）
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

□委員
緑区分？ここを分かりやすく。

〇事務局
令和 2 年度まで農地パトロールで耕作されている所が〇判定で荒れている所を A 判定と B 判定でつけてもらったと思うんですよ。4 年度の調査からは、A 判定というのが緑と黄色に分かれます。A 判定のなかでも程度が軽いのが緑区分、荒れが酷いかなというのが黄色区分というような感じで新しい判定基準が出来ております。
以上です。

□委員
南さんが言われたように緑などの色合いで A 判定 B 判定する分を私たちは A・B に長年していてピンとこない。図面に判定として緑は前回〇だった、B だったとかそういう風に作成は出来ないですか？

〇事務局
一応そういう風に作成して渡すつもりで、去年のパトロールの地図も赤く囲んでいる所は B 判

定でしたよみたいな感じで確かお渡ししていたと思うので、今回も同じような感じで緑と黄色を追加して、お渡ししようと思います。

〇議長（会長）

今の件については昨年もこういう形でパトロールをしていたと思います。

□委員

今の緑と黄色の区分なんですけど、はっきり言って分からないんですよ。

だから自分自身の判断でしかできないのですが、それでよろしいですか？

〇議長（会長）

それで良いと思います。

7 月から 9 月まで見るんですけど、農家の人に言わせれば 10 月に田おこし、畑をおこして草を蒔くんですよと話もくるんです。だから調査地点の委員さんのその判定で良いです。

□委員

後で責任問われないですよね。

〇事務局

事務局の方でも随時対応していきます。

□委員

もう一つ良いですか。30 ページの目標の達成状況の評語という所ですが、これはもう少し詳しく説明してもらっていいですか？

〇議長（会長）

今の質問は 30 ページの目標の達成状況の評語という形で目標に対して期待通りの結果が得られたとあるところです。

□事務局

全体の農業委員会の目標達成の評語という所で、農地の集積これが達成率 110%以上、90%から 110%未満とか、90%未満とかに分かれてどこに入るか、緑区分の遊休農地の解消という所の達成率が 60 数パーセントでしたので、達成率 90%未満となって最低の 1 点、新規参入の促進も 90%未満なので最低の 1 点、活動目標は、活動強化月間はちゃんとしたので 1 点プラスこういった配点を加算して合計点数が、5 点以上 10 点未満でしたので目標に対して期待通りの結果が得られた。 これが農業委員会としての全体。

個人は農地の集積は全体の率でいきますので 90%から 110%未満の 2 点と取っておりまして、緑区分の遊休農地の解消という所で達成率が 90%未満だから最低の 1 点。新規参入も最低の 1 点で一番ポイントが大きいのが、月当たりの最低活動の目標 10 日というのをクリアした

かというのが大きいです。

更に月当たりの活動日数はいくらだったか、月当たりの日数が 8 日未満だと最低の 4 点になってしまう。13 日以上だったら、12 点なのに 8 日未満だったら 4 点になってしまう。1 人だけ期待通りの結果が得られた人が最高の 10 日間して頂いております。10 日であれば目標通りの 4 点と 8 日以上 13 日未満の 8 点とる事になりますのでギリギリ期待通り、他の方はご活動に達していない方も多いですし活動日数も 8 日未満も多かったので、4 点。

という事で配点を当てはめると 15 点未満の方が 39 名 15 点以上 20 点未満の方が 1 名という事です。

□委員

それについて評価が低かったら何かあるんですか？

農業委員会だってこれよりダメですよという評価になったら、何か指導されるんですか？

□事務局

指導というよりも交付金を頂く算定の基礎として減額される。今年貰った分が 100 とすると、ここがマイナス材料になってマイナス配分となってしまうという事です。

10%～20%からは下がらないようになってはいるんですけども、その中でクリアしないと減額になる。ポイントが下がるという事です。

□委員

個人の分はいいんですけど、例えば農業委員会としてポイントが下がって交付金等が下がってしまうとどうなんだろうなと。この意味が怖いなと思ってしまうんですよ。

□事務局

そうです。ですので、活動記録簿というのが大きくポイントを持っていますので、5年度につきましては、みなさま4年度よりも活動記録簿の枚数をあげていただきたい。

□委員

忙しい中なかなか付けれないんですよ。

○議長（会長）

枚数だけなんですよね。多い所は 12、3 日でるので、うちが 3.6 日ですね平均が。

その辺の差があって交付金五島は少ししか。

□事務局

4 年度は 3 年度の倍ありました。 倍になりましたけれども、10%近く落ちる可能性もあるという所です。

□委員

書いたりするのが皆さん大変だと思うんですよ。例えばタブレット、あれでポンと押せば通信で行く。そういう風にして頂けるとちょっと楽じゃないかなと。私達も押すという事は出来るんじゃないかと思うんですが。そこら辺いかがですか。

□事務局

そう思いまして財政の方にも。今 11 台ありまして残りの 30 台を予算要求しましたところ、補助が付かないと買えないと言われました。

農業委員会の方の補助金も今のところメニューがありませんで、引き続きそういった物があれば 1 台完備だけでも要求していきますし、補助事業があれば購入したいと思っています。それはできます。タブレットから現場で記録を付けるというのは。農地パトロールもそうですけど現場で出来るようになります。

○議長（会長）

11 台しかないんですけど、7 月以降に農業会議の方から出前講座みたいな形でしたという事なので時間取って勉強会をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

□委員

最後に事務局長予算獲得に頑張って下さい。

○事務局長

はい。

□進委員

活動記録簿で今後の評価が下るのであれば、あなたはどういうどういう理由で評価が悪かったっていう内訳を教えてもらえると。自分フィードバックが全くないんで、活動記録簿を何枚書いたかすら覚えてないんですよ。で何枚出したかも覚えてないし、どんな内容だったかも覚えてないんですよね。 なのであなたは多分ダメでしたとなったと思うんですよね。

あなたは目標どれくらに対してどのくらいだったからダメですって言われたら、じゃあと何通書けばいいんだとか思うんですけど。全くないんで。あと書いた内容が悪かったですとかだったら、こういう事を書けばいいんだとかあるんですけど、それもないんで自分はいったい何をやったのか。ただ言われたのはダメですと言われただけなんで、どうしたいいのかもさっぱりわからないんですよ。 それが 1 つ。

もう一つは今調べたら、タブレット別にいらないんですよね。このスマートフォンにインストールも出来るし、問題は管理システムの中にあるかどうかの話。タブレットを買うお金の問題じゃないんじゃないかと思うんですよ。登録出来るんであれば今すぐ登録して、機材をとにかく使えるようにしてもらえるとすごく便利なシステムだと思うんで。 アカウントだけでも登録させてほしい。五島市は去年使えるようにしてあるんですよね。後はメールアドレスとタブレットだけで。メールアドレスだけでも登録させてもらって使えるようにしてもらえると・・7 月まで時間もったいないなと思うんですけど。

以上です。

□事務局

まず 1 つ目の、フィードバックされてないという所で、基本的にはこの評価の内容を書く、個人さんに送るという所になっているので、作成してから送ることを検討したいと思います。

内容的には、今のところは目標の 10 日という所をクリアしたかというのと、実施何日だったかという所で二段構えで評価が分かれてる。10 日を超えて何日なのか、13 日以上、8～12 までと分かれていますし。そういう所が加算点が高いと思います。

あと農地の集積とか遊休農地の解消とか新規参入の促進とか。その新規で何かを引っ張ってきていただいたらそこでつくでしょうし。

2 つめのスマホでも使えるんですけども、実際問題タブレット本体の機械だけの話の中で通信費とかも入ってきますので、各委員さん達に負担をかけてしまうという事で、通信を契約したタブレットの使用を考えていましたので。そろわない時は貸し出しをして、使い回しになるんですけども使っていただこうかなと思っていました。 推進委員さんがおっしゃられたように、アカウントさえ持っていれば入ってやれると思いますが、通信等の問題でそこには考えは至ってなかったです。

以上です。

○議長（会長）

解答は良かったでしょうか？

□（竹野推進委員）

至ってなかったけども、します　ですか？それともしないですか？

□事務局

通信料が発生してしまいますので、そこを全員の方が出来るかというと、出来ない方もいらっしゃると思いますので、そこは検討させて下さい。

本人が良ければそこのアカウントでスマホでやれるのかという所を検討させて頂ければと思います。 そういったところでちょっとスマホはというのでやめてました。

○議長（会長）

通信費がかかるのでスマホでというのは初めて言われたので。

確認しますので。よろしくお願いします。

□委員

スマホでやる場合、ソフトをちゃんと入れてもらわないとそういうのも出来ないんです。
そういう場合入れてくれるんですか？

□事務局

そこが出来るのかというのも含めて検討確認をさせて下さい。

□委員

均一でこのタブレットで行きましょうとなる、この通信会社で行こうとなるとそれがどこの通信会社か。auは繋がるけどドコモは繋がらないとか場所とかその場所はどうするのという話。例えばauを契約していたらうちの畑はドコモしか繋がらないそういう所はどうするのか、壊す人も出てくると思うので、壊した期間代替はどうするのという話でトラブル対応が。アカウントを使えるように考えた方が臨機応変に対応できるんじゃないかと。

○議長（会長）

タブレットはですね全国同じ機種でしているんですね。スマホとかという話は聞いていなかったので、確認させて下さい。

□推進委員

ここは使えたけどここはダメだったとか、あなたは出来たけど私はダメだったとか、色々なトラブルでなかなか均一に進むことが出来ないのは勿体ないと思うんですよ。で、その時にどうするかっていう。一斉にやるとだいたい失敗する、理由はそこなんですね。だいたい上手くいく理由、臨機応変に加入出来る。

□事務局

今のところ 11 台ですが、その 11 台については全国でまとめて同じ機種を納入しております。

通信形態は、五島はエリアが狭いという事で、今のところドコモと契約をしております。機種の破損とか故障とかには 3 年間の保険に入っておりまして、3年間は対応できます。

□委員

この問題に関しては事務局に一旦預けて検討してもらえませんか。

○議長（会長）

タブレットに関しては、勉強会にもしないといけなし、7 月には農業会議の方から来てくれるという話もありますので、それまで時間を貰えませんか。

質疑を終わり、採決いたします。

議案第15号 「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第１６号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務職員

32 ページをお開き下さい。

議案第 16 号　あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。

あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 項の規定により作成するように定められております。

あっせんの相手方の要件については、同要領第 2 項第 1 号に定められており、要件の 1 点目は『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第 1 に定める基準面積を超えるものであること。』、2 点目は『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。』、3 点目は『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、このあっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。

なお、本案につきましては 5 月 17 日、各地区協議会において審査していただいており、その結果を 35 ページから 61 ページの名簿に掲載しております。各地区の候補者数はページに記載のとおりで、大津・奈留地区 42 件、福江地区 85 件、崎山地区 99 件、本山・大浜地区 102 件、富江地区 74 件、玉之浦地区 19 件、三井楽地区 82 件、岐宿地区 20 件、山内地区 87 件、合計 610 件となっております。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

□委員

福江地区の中で久賀地区はどれくらいあるんですか。

□事務職員

39 ページの 54 番から 73 番まで 20 件です。

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第１６号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１６号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

（1）農家との絆を深める運動について

（2）会議等報告・予定について

（3）農地所有適格法人要件確認について

（4）その他

について報告

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第2回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 3 時 27 分　閉会＝